長洲町高齢者補聴器購入費用助成事業（住民用）

申請の流れ

①　長洲町役場　１階　福祉介護課 地域支援係において申請書兼請求書と証明書（意見書）をお受け取りください。

②　近隣の耳鼻咽喉科で受診し医師の証明書（意見書）をご用意ください。（診察料及び意見書は自己負担となります）

③　両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満。または、片耳の聴力レベルが 40 デシベル以上で他耳の聴力レベルが 90 デシベル未満であり、医師が補聴器の使用が必要であることを認めた場合は、助成金の適用となります。

④　申請者は補聴器取扱店で補聴器を購入し、町に対し申請書兼請求書（別記様式第１号）及び医師の意見書（別記様式第２号）並びに補聴器購入による領収書、補聴器の仕様書（カタログなど）を町に提出してください。

※領収書はコピーを取り申請者に返却します。

⑤　長洲町で審査の結果、可否を判断し申請者に通知し、助成額を口座に振り込みます。